

## 「子供の食の確保」緊急対応策

### 1 事業内容

地域の子供やその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組を行う子供食堂を支援する。

また、新型コロナウイルス感染症に伴い、「子供の食の確保」への緊急対応として、在宅の子供やその保護者を対象に、食事の提供（子供食堂等で調理・用意したお弁当や食材を配布、または宅配でお弁当を子供の自宅へ届けるなど）を行う子供食堂等を支援する。

### 2 補助基準額

1 食堂当たり 年額 1,700 千円を上限とする。

### 3 補助対象経費

食事の提供に必要な経費（賃借料・会場使用料、食材費、光熱水費、保険料、配送料等）に加え、ワゴン車のリースやデリバリーカート、クーラーボックス、マスク、消毒液の購入等、配食・宅食及び食中毒防止対策・感染防止対策等に必要な経費を対象とする。ただし、人件費は対象外とする。

※「子供食堂推進事業」で補助対象としている子供食堂の実施に係る経費を含む。

### 4 補助対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 5 留意事項

別紙のとおり

## 別紙

### 留意事項

#### 1 実施方法

- (1) 原則として、月に1回以上、定期的に子供食堂等を実施することが望ましい。
- (2) 1回当たり子供又はその保護者（以下「参加者」という。）が合わせて10名以上参加できる規模で開催することが望ましい。
- (3) 事業実施時は、常時責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- (4) 事業の規模に応じて、必要な職員体制を確保すること。
- (5) 子供食堂等で提供する食事は、原則として子供食堂等の職員又は参加者が直接調理した、栄養バランスのよいものとするのが望ましい。
- (6) 所在地の区市町村が開催又は関与する、子供食堂や子供・家庭の支援に関わる他の関係機関等との連絡会に年1回以上参加することが望ましい。連絡会の参加者、開催回数は地域の実情により区市町村が定めるものとする。
- (7) 子供食堂等の職員は、利用する子供や保護者の相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなぐよう努めるものとする。  
なお、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は子供家庭支援センター等に対して通告を行うこと。
- (8) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して、実施主体が判断することとする。

#### 2 実施場所

- (1) 10名以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保することが望ましい。ただし、配布（取りに来てもらう）や宅配（子供の自宅へ配る）を実施するにあたってはこの限りではない。
- (2) 参加者が立ち寄りやすい場所で実施することが望ましい。

#### 3 衛生管理、食中毒防止、感染防止及び事故防止

- (1) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。
- (2) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- (3) 参加する子供の食物アレルギーの有無を確認すること。
- (4) 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食

中毒予防等の衛生管理には万全を期すこと。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「移行期間における子ども食堂の運営について」（令和2年5月29日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）等を参考とし、徹底した感染防止対策を講じること。
- (6) 事故発生時の対応のため保険に加入することが望ましい。
- (7) 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、職員に周知徹底を図ること。

#### 4 個人情報の取扱い

個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

#### 5 その他

- (1) 「子供食堂推進事業」で補助対象となっている子供食堂（「子供食堂推進事業」の実施要件を満たしており、例年申請している子供食堂又は今年度新たに申請する予定をしている子供食堂）においては、新型コロナウイルス感染症に対する十分な予防対策を講じつつ、実施頻度や参加者の規模、連絡会への参加などの取組についてこれまでと同様に実施することが望ましい。また、保険加入についても事故防止の観点から適切に対応するよう努めること。
- (2) 事業を実施する際に、特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。